

## 地方公共団体における施設種別の太陽光発電の導入目標の設定について (案)

令和 5 年 9 月 27 日  
公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議  
令和 6 年 3 月 25 日  
一部 改 定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)において、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされており、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定。)においては、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入等について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされている。

また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、公共部門を率先して実行することで6.0GW分の導入が見込まれている。

その上で、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては、関係省庁において、地方公共団体の施設種別に、kW(設備容量)ベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定しPDCAを回す仕組みを構築するとともに、地方公共団体に対して支援や助言、情報提供等を実施することとされた。

また、令和5年9月には6.0GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みの場として、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置するとともに、「令和5年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」(以下「施行状況調査」という。)を通じて、地方公共団体における太陽光発電の導入ポテンシャルを把握した。

これらを踏まえ、地方公共団体が保有する施設における太陽光発電の導入について、以下の通り目標を策定し、取組を進めることとする。

## 1. 基本的な考え方

我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの最大限の活用について取り組むことが不可欠であり、特に比較的短期間での設置が可能な太陽光発電については、政府施設をはじめ地方公共団体を含めた公共部門全体における率先導

入が必要な状況にある。

このため、地球温暖化対策計画、規制改革実施計画等を踏まえ、関係省庁において、PDCAを回しながら地方公共団体における太陽光発電の導入の推進を図るべく、施設種別の目標を策定し、必要な取組を行うこととする。

## 2. 目標の設定について

### (1) 設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

地方公共団体における太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた施行状況調査において、簡易判定基準を定めている（参考）。なお、地方公共団体の簡易判定基準については、「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する2021（令和3）年度実施状況調査」内の簡易判定基準に準じつつ地方公共団体の回答負担等を考慮したうえで設定。

本基準を踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のように整理することとする。

**建築物：**太陽光発電の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

**敷地：**上記建築物に付属する敷地について、簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

簡易判定基準に基づく調査は、建築物に関しては2022（令和4）年度の施行状況調査が初回であり、敷地に関しては2023（令和5）年度の施行状況調査が初回であるが、簡易判定基準で○判定、△判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合もあると考えられる。また、×判定となった建築物、敷地についても、追加で設置される場合が考えられる。そのため、必要に応じて、簡易判定基準や設置可能な建築物・敷地の考え方を適切に見直した上で調査を行うこととする。

また、施行状況調査において調査する施設種別は下記のとおり（詳細は別紙を参照。）。

市民文化系施設、社会教育系施設、社会体育施設、幼稚園施設、小中学校施設、特別支援学校施設、高等学校施設、児童福祉施設、社会福祉施設、医療施設、行政施設、消防施設、警察施設、公営住宅、廃棄物処理施設、水道施設、下水道施設、その他施設

なお、ペロブスカイト太陽電池のような新技術について、現時点では施行状況調査において考慮していないが、今後実用化された際にはこれまで設置できなかった箇所に設置できる

よくなる可能性があるため、新技術の開発状況や仕様の詳細が明らかになった段階で、改めてその扱いを検討することとする。

## (2) 地方公共団体保有施設における導入目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている (※)。

- ① 既設分の設備容量及び国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第 34 回) 資料 4

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/034\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf))

地方公共団体施設における kW (設備容量) ベースでの目標についても、政府施設と同様に上記の考え方をもとに設定する。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設分の設備容量及び、(1) の設置可能な建築物、敷地 (ポテンシャル) におけるポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

上記の考え方にに基づき計算した、各行政分野の施設を所管する関係省庁において設定する施設種別の導入目標は、別紙のとおり。ただし、今回設定する導入目標は、原則、施行状況調査により把握した上述の簡易判定基準に基づく太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに試算したものであることに留意が必要。

## 3. 取組の進め方

太陽光発電の最大限の導入のためには、目標の達成に向けた計画的な導入が必要である。全ての地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) (以

下「温対法」という。)第21条第1項に基づき、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))の策定が義務づけられているが、温対法において、地方公共団体実行計画(事務事業編)は、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされているとともに、「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体実行計画(事務事業編)に関する取組は、政府実行計画に準じて行うことが求められている。このような観点から、地方公共団体においては、区域の事業者・住民の模範となるよう、設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという導入目標を設定するなど、自ら率先的な取組を行うことが求められている。

これらも踏まえつつ、環境省をはじめとして関係省庁は、各省庁で連携しながら、地方公共団体を実施する取組を推進するため、地方公共団体の所管部局に対して、支援や助言、情報提供等を実施していくとともに、導入状況を踏まえ、必要に応じて予算の確保等についても検討していくこととする。

なお、環境省で毎年実施している施行状況調査において、引き続き施設種別の導入状況の確認を行うとともに、当該調査で取りまとめた結果を連絡会議の場で共有し、公共部門全体の目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ、PDCAを回していくこととする。

○関係省庁において設定する地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

【設置可能性について】 太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、3段階の簡易判定基準で評価。 なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的要因（条例等により再エネ設備の設置が制限されている等）や、物理的要因（設置場所が年間通じて日影になる等）のみであり、それ以外の要因（予算不足や投資対効果等）は考慮していないため、実際の導入ポテンシャルはこれより下回る可能性があることに留意。	導入実績（既設） ※建築物・敷地の合計		導入ポテンシャル＜推計値含む＞ 簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計				6.0GW達成に向けた目標値
	令和3年度までに設置済み	令和4年度以降に設置済・予定	建築物		敷地		導入目標（※1） （暫定目標）
	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の人口 カバー率で割戻し (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の回答率で 割戻し (kW)	全体ポテンシャルの 50%-R3年度までの 既設により算出 (kW)
市民文化系施設	14,676	2,883	149,973	328,764	24,518	66,107	192,000
社会教育系施設	23,361	4,576	226,979	473,212	40,808	116,497	285,000
社会体育施設	14,323	2,251	268,191	588,198	38,562	78,786	327,000
幼稚園施設	1,465	1,544	34,694	92,171	1,451	2,100	47,000
小中学校施設	139,553	21,268	1,272,697	2,478,619	122,279	301,329	1,331,000
特別支援学校施設	6,363	654	74,434	114,495	1,662	2,643	56,000
高等学校施設	21,345	1,183	405,883	605,059	7,045	13,947	299,000
児童福祉施設	9,079	1,603	149,664	323,117	8,063	29,083	172,000
社会福祉施設	10,221	1,794	113,301	257,311	17,229	28,680	139,000
医療施設	3,902	221	44,689	110,700	6,443	44,567	76,000
行政施設	37,915	9,555	149,300	311,415	35,531	93,774	188,000
消防施設	6,393	786	54,615	102,751	19,843	23,880	61,000
警察施設	3,401	324	33,872	50,237	3,473	4,691	26,000
公営住宅	11,799	403	303,299	700,997	74,156	189,776	440,000
廃棄物処理施設	42,388	4,426	102,672	184,123	31,570	64,902	106,000
水道施設	21,979	7,042	84,469	170,218	42,389	58,246	107,000
下水道施設	35,350	977	-	-	-	-	(※2) 160,000
その他施設（※3）	320,247	67,584	1,043,925	1,473,067	266,431	402,678	812,000
地方公共団体施設の 施設種別合計（※4）	<b>723,761</b>	<b>129,075</b>	<b>4,512,655</b>	<b>8,364,455</b>	<b>741,451</b>	<b>1,521,685</b>	<b>4,824,000</b>

- ※1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの（下水道施設を除く）。本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。
- ※2 下水道施設における「導入目標」は、第 17 回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料 1-1 「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。
- ※3 「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む（総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上）。
- ※4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
海岸からの距離	1km 未満	△
	1km 以上	○
平均積雪量	0cm～150cm 未満	○
	150cm～200cm 未満	△
	200cm 以上	×
建築物の廃止計画	2030 年度以前に廃止予定	×
	2030 年度より後に廃止予定、又は時期未定だが廃止予定	△
	計画なし	○
建築物が満たす耐震基準	新耐震基準	○
	旧耐震基準（耐震工事実施済）	○
	旧耐震基準（耐震工事未実施）	×
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	×
	20 m <sup>2</sup> 以上	○
屋根形状、素材	陸屋根	○
	折板屋根	○
	傾斜屋根（瓦）	△
	傾斜屋根（金属）	○
	スレート屋根（大波スレート除く）	○
	大波スレート屋根	×
	曲面屋根	△
	テント式屋根	×
	ガラス、プラスチック（ポリカーボネート、塩化ビニル）、トタン等の素材	×
	その他	△
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	×

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
海岸からの距離	1km 未満	△
	1km 以上	○
平均積雪量	0cm～150cm 未満	○
	150cm～200cm 未満	△
	200cm 以上	×
敷地の廃止計画	2030 年度以前に廃止予定	×
	2030 年度より後に廃止予定、又は時期未定だが廃止予定	△
	計画なし	○
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	×
	20 m <sup>2</sup> 以上	○
柵塀等の設置面積	柵塀等の設置の必要はない	○
	柵塀等の設置面積が確保可能	○
	柵塀等の設置面積が確保不可	×
	柵塀等の設置の必要性について未確認	△
日影	空きスペース全体が年間を通じて日影になる	×
	空きスペース全体が年間を通じて日影にならない	○
ソーラーカーポート等の建築物を要する場合の建築基準法の建ぺい率・容積率	敷地に導入する太陽光発電は建築物ではない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	○
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	×
	建ぺい率・容積率について未確認	△
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	○
	設備設置可能か未確認	△
	設備設置不可	×
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	×